

平成21年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

平成22年8月2日
国立大学法人 愛媛大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、実施計画を定め平成21年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成21年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、実施計画を定め可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を締結した。

2. 環境配慮契約の締結状況

（1）自動車の購入に係る契約

平成21年度においては、5台の自動車を購入したが、全て購入価格及び環境性能（燃費）を総合的に評価し、その結果が最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式による入札を実施した。

（2）建築物の設計に係る契約

平成21年度においては、愛媛大学60周年記念建物等新営（松山市文京町）等の設計業務7件について、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を含む技術提案を行った者を特定する環境配慮型プロポーザル方式を採用した。

※ 電気の調達、省エネルギー改修事業（ESCO事業）については、次年度以降の導入へ向け検討した。

電気の調達契約（19.4.1～24.3.31）

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約を推進するための本学における体制として、環境物品等の調達の推進に関する基本方針等に基づき設置された「国立大学法人 愛媛大学にお

ける温室効果ガス排出抑制等のための実施計画」を活用することとした。

- 平成22年3月5日に環境省主催で高知県にて開催された、「環境配慮契約法基本方針」全国説明会を受講し、内容を本学環境・エネルギー・マネジメント委員会の環境会計専門部会に報告し、学内に周知を図った。
- E S C O事業については、教育研究施設の耐震改修と併せて、省エネを含めた機能改修を計画的に進めているが、小規模（部分的）な省エネ対策等には、E S C O事業に適さないため、今後、エネルギー供給システム等の大規模な更新等が計画された場合には、E S C O事業で行う予定である。